

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱）

<p>（新）令和8年度 交付金交付要綱</p>	<p>（旧）令和7年度 交付金交付要綱</p>
<p style="text-align: center;">高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱</p> <p>第1条から第7条 （略）</p> <p>（交付の申請）</p> <p>第8条 交付事業者は、交付金算定事業を実施しようとするときは、交付金算定事業ごとに別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>（交付の条件）</p> <p>第10条 第3条に規定する交付目的（以下「交付目的」という。）を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。<u>この場合において</u>、交付事業者である市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金等を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。</p> <p>（1）から（9） （略）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（交付金算定事業の重要な変更、中止及び廃止）</p> <p>第12条 交付事業者は、交付金算定事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱</p> <p>第1条から第7条 （略）</p> <p>（交付の申請）</p> <p>第8条 交付事業者は、交付金の<u>交付の申請</u>をしようとするときは、交付金算定事業ごとに別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>（交付の条件）</p> <p>第10条 第3条に規定する交付目的（以下「交付目的」という。）を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。交付事業者である市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金等を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。</p> <p>（1）から（9） （略）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（交付金算定事業の重要な変更、中止及び廃止）</p> <p>第12条 交付事業者は、交付金算定事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</p>

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱）

<p>(1) 事業実施主体の変更 (2) 交付金算定事業の<u>追加</u>、全部若しくは一部の中止又は廃止 (3) 及び(4) (略) (5) 交付金の交付決定額に対して20パーセントを超える交付金の減額 (50万円未満の減額を除く。) (6) (略) 2及び3 (略)</p> <p>第13条から第15条 (略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第16条 交付事業者は、交付金算定事業の完了の日の属する年度の翌年度の5月31日（交付金算定事業を中止又は廃止した場合にあっては、中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに別記第5号様式による交付金実績報告書を別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、<u>交付事業者と事業実施主体が同一</u>で、契約が2件以上にわたる場合は、別記第6号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。</p> <p>2から4 (略)</p> <p>(交付金の額の確定)</p> <p>第17条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金算定事業の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により<u>交付金額</u>を確定し、当該交付事業者へ通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額が同額である場合は、この限りでない。</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>(1) <u>交付金算定事業の実施主体の変更</u> (2) 交付金算定事業の<u>新設</u>、全部若しくは一部の中止又は廃止 (3) 及び(4) (略) (5) 交付金の交付決定額に対して20パーセントを超える交付金の減額 (50万円未満の減額を除く。) <u>又は200万円以上の減額の変更</u> (6) (略) 2及び3 (略)</p> <p>第13条から第15条 (略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第16条 交付事業者は、交付金算定事業の完了の日の属する年度の翌年度の5月31日（交付金算定事業を中止又は廃止した場合にあっては、中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに別記第5号様式による交付金実績報告書を別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、<u>市町村等が実施主体</u>で、契約が2件以上にわたる場合は、別記第6号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。</p> <p>2から4 (略)</p> <p>(交付金の額の確定)</p> <p>第17条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金算定事業の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により<u>支払うべき金額</u>を確定し、当該交付事業者へ通知するものとする。ただし、交付決定額と<u>確定額</u>とが同額である場合は、この限りでない。</p> <p>第18条 (略)</p>
--	--

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱）

<p>(交付金の返還等)</p> <p>第 19 条 知事は、交付金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) から (3) (略)</p> <p>(4) 交付目的に合致する活用ができなくなったとき <u>(ただし、知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 及び 3 <u>(削除)</u></p> <p>第 20 条及び第 21 条 (略)</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第 21 条の 2 交付事業者は、交付事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>第 22 条及び第 33 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同</p>	<p>(交付金の返還等)</p> <p>第 19 条 知事は、交付金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) から (3) (略)</p> <p>(4) 交付目的に合致する活用ができなくなったとき (知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>2 交付事業者は、前項の規定に基づき、交付金の交付の決定の取り消しに係る交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた交付金の額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額) につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を県に納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 交付事業者は、交付金の返還を命ぜられた場合であって、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。</u></p> <p>第 20 条及び第 21 条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 22 条及び第 33 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同</p>
--	---

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱）

<p>年3月31日から施行する。</p> <p>2 第8条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第10条第1号、第3号から第5号まで及び第9号、第16条第4項、第19条、第20条、第22条の規定並びに第14条の規定による繰越承認を受けた場合の第16条第1項、第3項及び第4項、第17条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>(附則)</u> <u>この要綱は、令和8年5月12日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第3条、第7条関係）（略）</p> <p>別表第2（第9条、第10条、第19条関係）（略）</p>	<p>年3月31日から施行する。</p> <p>2 第8条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第10条第1号、第3号から第5号まで及び第9号、第16条第4項、第19条、第20条、第22条の規定並びに第14条の規定による繰越承認を受けた場合の第16条第1項、第3項及び第4項、第17条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>別表第1（第3条、第7条関係）（略）</p> <p>別表第2（第9条、第10条、第19条関係）（略）</p>
---	---